

平成31年第1回臨時会

奈井江町議会臨時会会議録

平成31年4月26日 開会

平成31年4月26日 閉会

奈井江町議会

平成31年第1回奈井江町議会臨時会

平成31年4月26日（金曜日）

午前10時00分開会

午前10時14分閉会

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第1号 平成30年度奈井江町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第2号 平成31年度奈井江町一般会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第3号 奈井江町税条例等の一部を改正する条例
- 第 6 議案第3号 社会福祉法人が実施する公益性のある事業に関する固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例

○出席議員（9人）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利 津子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○欠席議員

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（15名）

町	長	三 本 英 司
副	町 長	相 澤 公
教	育 長	萬 博 文
会	計 管 理 者	小 澤 克 則
ま	ち づ くり 参 事	碓 井 直 樹
健	康 ふ れ あ い 参 事	小 澤 敏 博
く	ら し と 財 務 課 長	馬 場 和 浩
ま	ち な み 課 長	大 津 一 由
お	も い や り 課 長	石 塚 俊 也
ふ	る さ と 商 工 観 光 課 長	横 山 誠
ふ	る さ と 農 政 課 長	辻 脇 泰 弘

町立国保病院事務長	杉野和博
教育委員会事務局長	松本正志
代表監査委員	中野浩二
農業委員会会長	千徳信行

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	滝本 静
議会庶務係長	東藤 美妃代

（10時00分）

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

第1回臨時会出席大変ご苦労さまです。

只今、出席議員9名で、定足数に達していますので、平成31年奈井江町議会第1回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番竹森議員、3番遠藤議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時00分)

●議長

日程第3、議案第1号「平成30年度奈井江町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

第1回臨時会ご出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」、提案をさせていただきます。

議案書の1頁をお開き下さい。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

記と致しまして、専決事項が、平成30年度奈井江町一般会計補正予算(第7号)であります。

平成30年度奈井江町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億2,085万7千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2と致しまして、専決処分の年月日であります、平成31年3月31日とするものでございます。

平成31年4月26日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表について、概要について説明申し上げます。

始めに歳入であります。

2款地方譲与税134万円を減じて4,736万円、3款利子割交付金87万6千円

を減じて72万4千円、4款配当割交付金7万3千円を追加し97万3千円、5款株式等譲渡所得割交付金6万2千円を減じて83万8千円、6款地方消費税交付金1,887万3千円を追加し1億1,897万3千円、7款ゴルフ場利用税交付金11万3千円を追加し521万3千円、8款自動車取得税交付金411万円を追加し1,031万円、10款地方交付税156万9千円を減じて22億5,747万6千円、11款交通安全対策特別交付金29万2千円を追加し54万2千円、14款国庫支出金19万円を追加し2億554万円、17款寄附金5万円を追加し1,711万1千円、18款繰入金1,980万4千円を減じて2億2,254万3千円、次頁の歳出であります。2款の総務費において、5万円を追加して3億889万5千円とするものであります。

歳入歳出のそれぞれの合計は5万円を追加して50億2,085万7千円とするものでございます。

今回の予算補正につきましては、平成30年度の地方交付税等、歳入予算の確定を主たるものと致しまして、3月31日付けで専決処分を行ったものでございます。

それでは、改めて、補正予算の内容について、歳入より説明を致します。

6頁をご覧ください。

2款地方譲与税から、8頁に渡ります、11款交通安全対策特別交付金まで、交付額の確定によりまして1,961万4千円を追加計上。

8頁の中段をご覧くださいと思います。

14款、1項、3目の災害復旧費国庫負担金では、昨年9月の胆振東部地震に際し、全道全ての市町村が災害救助法の適用となり、避難所の開設、炊き出し等に係る費用が国から交付されることになったことから19万円を追加計上してございます。

17款の寄附金では、首藤勝義様からのご寄付により5万円を追加計上してございます。

次に、歳出について説明を致します。

10頁をお開き下さい。

2款、1項、10目地域振興基金では、ご寄付の積立金5万円を追加計上。

8款土木費から12款職員費では、歳入の説明の際に申し上げました国庫支出金の財源振替を行ってございます。

以上における歳入歳出の差1,980万4千円については、財政調整基金からの繰り入れを減額計上し、収支の均衡を図ったところでございます。

以上が、専決として報告をさせていただきます補正予算の概要についてでございます。

よろしくご審議の上、ご承認をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第1号を採決します。
本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時06分)

●議長

日程第4、議案第2号「平成31年度奈井江町一般会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の11頁をお開き下さい。

議案第2号「平成31年度奈井江町一般会計補正予算(第1号)」

平成31年度奈井江町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ578万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億3,878万3千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年4月26日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

始めに歳入について説明致します。

10款地方交付税368万5千円を追加し22億1,768万5千円、18款繰入金180万2千円を追加し1億4,071万9千円、20款諸収入29万6千円を追加し3億1,115万7千円、歳入合計578万3千円を追加し46億3,878万3千円とするものでございます。

下段の歳出をご覧ください。

2款総務費147万6千円を追加し2億7,764万7千円、3款民生費317万1千円を追加し8億7,718万7千円、10款教育費113万6千円を追加し2億1,963万8千円、歳出合計578万3千円を追加し46億3,878万3千円とするものでございます。

補正の内容につきまして、歳出よりご説明申し上げます。

16頁をお開き下さい。

2款、1項、1目の一般管理費では、老朽化により支障をきたしております庁用備品、自動紙折機及び印刷機の更新により147万6千円を追加計上。

次頁に渡ります、3款、1項、8目高齢者対策費では、本年4月に、新たに着任を致しました地域おこし協力隊員1名に係る経費を追加する一方で、コミュニティ・カフェの臨時職員1名分の減額について見込精査を行い、317万1千円を追加計上したところでございます。

17頁の下段から18頁に渡ります、10款、3項、1目学校管理費では、奈井江中学校の玄関階段の修繕で36万9千円を追加計上。

6項、2目の体育施設費では、町民プールボイラーの電子部品、コントロールパネルでございますが、これの交換修繕に76万7千円の追加計上したところでございます。

15頁をお開き下さい。

歳入では、地域おこし協力隊に係ります追加計上を主なものとしてございまして、10款、1項、1目地方交付税、特別交付税でございますが368万5千円、20款の雑収入で、社会保険料29万6千円の追加計上をしております。

以上におけます歳入歳出の差180万2千円につきましては、財政調整基金繰入金を追加計上し、収支の均衡を図ったところでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時11分)

●議長

日程第5、議案第3号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の19頁をご覧ください。

議案第3号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」

平成31年4月26日提出、奈井江町長。

本案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、町税条例及び都市計画税条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

改めまして、臨時会出席、お疲れさまでございます。

それでは、改正内容につきまして、臨時会資料の資料1により、説明させていただきますので、1頁目をご覧ください。

今回の改正は、平成31年度の地方税制の一部改正に伴いまして、町税条例、都市計画税条例を改正するものでございます。

主な改正点につきまして、ご説明申し上げますが、1. 個人町民税関係につきまして、1点目は、一つ目の丸（○）に記載のありますとおり、ふるさと納税制度の見直しを行うものであります。

本年6月1日以後、総務大臣が指定するものに対する寄附金に限って対象となる仕組みでございまして、寄附金の募集を適正に実施し、返礼品を送付する場合には、返礼割合を3割以下、地場産品とすることなどの基準に適合する地方団体をふるさと納税特例控除の対象として指定をするものでございます。

続きまして、2点目でございますが、二つ目の丸（○）、所得税の住宅ローン控除の拡充に伴う措置でございます。

平成31年10月1日から消費税が引き上げられることに伴いまして、その前後で需要平準化のため、住宅にかかる駆け込み反動減対策と致しまして、所得税の住宅ローン控除の改正によりまして、控除期間が3年延長され、10年間から13年間において、所得税から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものでございます。

3点目につきまして、三つ目の丸（○）でございますが、個人住民税の非課税措置であります。

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給されます児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死が明らかでない者にあつて、かつ、前年の合計所得金額が135万円以下の者を、この非課税措置の対象に加える改正をするものでございます。

続きまして、2. 軽自動車税関係でございますが、消費税率引き上げに伴います対応と環境インセンティブを強化するため、環境性能割の臨時的軽減と致しまして、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した軽自動車について、環境性能割の税率を1%分軽減するものでございます。

3. 国民健康保険税関係、一つ目の丸（○）につきまして、課税限度額の引き上げでございまして、医療費給付費が増加する中、保険料負担の公平性確保と中間所得層の被保険者の負担に配慮した保険税の見直しによりまして、国の基準に合わせ、課税限度額の基礎課税額を「58万円」から「61万円」に引き上げを行うものでございます。

また、二つ目の丸（○）国保税軽減対象世帯の拡大による軽減所得判定の加算額の引上げにつきましては、低所得者に対する負担軽減対象の拡充を図るため制度の見直しを行うものでございまして、具体的には、国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準に係る加算額、被保険者数に乗ずる金額でございまして、5割軽減の場合は、5千円増の「28万円」に、2割軽減の場合は、1万円増の「51万円」とするものでございます。

最後に、4の改正条例の附則では、個人町民税及び軽自動車税に関する経過措置や見直しなど、一部の規定を除きまして、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用することを規定しているものでございます。

以上、奈井江町税条例等の一部を改正する条例の主な改正点につきまして、ご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

竹森議員。

●2番

今ほど説明がありました国民健康保険税の課税限度の引き上げについて、伺いたいと思います。

色々厳しい情勢があります。

都道府県化によって、全道の平準化も図らなければならないということで、すごく理解するところもあるんですけども、今回、限度額の引き上げ、3万円上がるんですけども、それによって、どのぐらいの世帯の方が、上限にはりつくっていったらおかしいんですけども、上限にいくのか、伺いたいと思います。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

只今の竹森議員のご質問でございますが、課税限度額の引き上げにつきましては、今ほど議員が言われたとおり、国民健康保険の都道府県単位化において、足並みを揃え、標準保険料率は、法定限度額を使用することが、原則とされているところでございまして、これに基づきまして、今ほどご質問の課税限度額の改正に伴う影響額と致しましては、平成30年度の当初賦課ベースになりますけれども、世帯数で、医療分につきましては42世帯が該当するというようなところでございますので、ご理解頂きたいと思っております。

●議長

よろしいですか。

●2番

はい。

●議長

他に、質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時19分)

●議長

日程第6、議案第4号「社会福祉法人が実施する公益性のある事業に関する固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の34頁をお開き下さい。

議案第4号「社会福祉法人が実施する公益性のある事業に関する固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例」

平成31年4月26日提出、奈井江町長。

本案につきましては、奈井江町が目指す官民連携による、地域包括ケアシステム及びトータルサポートシステムの構築及び推進を図るためには、社会福祉法人による公益性のある事業展開が必要となる一方で、社会福祉事業は収益性の確保が厳しく、設立間もない社会福祉法人は、特に財政基盤が脆弱でございます。

そこで、設立から日の浅い社会福祉法人の経営安定を支援するため、設立後3年以内

の社会福祉法人を対象に、所有する固定資産のうち、公益性のある事業計画部分の土地及び家屋、償却資産といった固定資産税の課税を免除しようとするものであり、その詳細につきましては、このあと、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

それでは、議案第4号「社会福祉法人が実施する公益性のある事業に関する固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書34頁をご覧ください。

それでは、条例内容のご説明に入らせて頂きます。

第1条の趣旨では、広く住民福祉の向上に寄与されると認められる公益性のある事業を実施する社会福祉法人について、地方税法第6条第1項の規定により、固定資産税等の課税免除を定めるものでございます。

第2条の定義では、第1号に「地域包括ケアシステム」を、第2号に「トータルサポートシステム」を、第3号に「公益性のある事業」を、本条例における用語の意義として、定めるものでございます。

第3条では、第1項に、第1号の、設立から3年以内の社会福祉法人であるとともに、第2号の、実施する公益事業を定款に定めていることを要件に、公益社会福祉法人が、公益性のある事業を実施されると認めた場合に、当該事業の用に供する箇所の土地及び家屋、償却資産に対して課する固定資産税等の課税を免除することを規定しているものでございます。

第2項におきまして、課税免除を決定した年度を初年度と致しまして、「奈井江町工業振興課税免除に関する条例」に習い、以降5年間の課税免除率を乗じて得た額を限度として課税を免除するものでございます。

第4条では、課税免除を受けようとするときの申請を規定し、第5条では、第1号から第5号の各号のいずれかに該当する場合の課税免除の取消しについてを、第6条では、委任事項を規定しております。

附則と致しまして、施行日は、公布の日から施行するものでございます。

以上、社会福祉法人が実施する公益性のある事業に関する固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例につきまして、ご説明させて頂きました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

森岡議員。

● 6 番

只今、提案理由の説明のありました議案第 4 号でありますけれども、まずはじめに町長に伺いたいと思います。

今提案された条例案につきましては、今現在の中においては、昨年に譲渡した旧江南小学校を対象とした日本介護事業団に対する措置として理解を、この文面からするところでありますけれども、今、課長より課税の免除率につきましては、企業立地に関する工業振興課税免除に関する条例に準じて、措置を減免する措置という説明がありました。が、当施設におきましては、昨年無償で譲渡をした資産でありますし、また、そこに新たに課税免除を講じる条例ということについては、これは町長が色々な思いを込めて政策的判断をされて、今回提案されたと思いますけれども、この提案された経緯と、町長の考え方について、伺いたいと思います。

● 議長

町長。

● 町長

おはようございます。

森岡議員のご質問にお答えをしたいと思いますけれども、この条例の趣旨につきましては、今ほど副町長の提案理由の説明、また、中身については、課長の方からの説明にあったとおりでありますけれども、まずは、2月の段階で、今、介護事業団の理事長等々との、私が就任以来、情報の共有ということで話しをした経過については、過日も皆様にご説明したとおりでありますし、その後、2月18日に、また改めて、その後の、これからのあり方についても情報交換をさせて頂きました。

その中で、設立したばかりの法人の運営というものは、非常に厳しい状況にあるんだということについては、お伺いをしまして、先ほど副町長からの説明にあったとおり、奈井江町が目指す、官民連携の地域包括ケアとのトータルサポートシステム、これは障がい者含めたということではありますが、奈井江町が、おもいやりの障がい福祉条例を定めた上で、障がい者も含めた色々な施策を展開することが必要だという大前提に立った時に、社会福祉法人が行う、主たる社会福祉事業が非常に収益性が脆弱であるということ、また、特に設立間もない社会福祉法人の財政基盤が脆弱であるということは、感じ取れるものがありますので、社会福祉法人が経営を安定的に、かつ、早期に公益性のある事業に取り組んで頂くことが、まずこのトータルサポートシステム等々の目的を展開するにあたって必要であるということと合わせて、そこで、雇用される人、更には、そこに、またそのことをもって、定住の促進にも繋がるだろうというようなことで、どのような形の支援が出来るかということ、担当課長に検討をさせました。

その結果として、奈井江町ができるとしたら、このような課税免除、企業誘致、企業が立地して頂いた時と同じような基本的な考えなんですけれども、こういう形での政策が奈井江町として出来るのではないかとということで、今回提案をさせて頂いたということになります。

森岡議員の質問の前提として、でも、無償でやったものに対してまでもそうなのかということかと思えますけれども、まさに、江南小学校、この条例そのものが、江南小学校だけじゃなくて、これからの新しい社会福祉法人が設立して、奈井江町で色々な事業展開してくれれば、それに越したことはないわけですから、それをまず想定して、公平性を保った条例にきちんとしなければならぬということ、組み立てているということについてはご理解頂きたいと思えますし、現状として、例えば江南小学校を想定したとしても、極めて老朽化した施設であることも確かですから、それらのことは、無償で譲渡したという、奈井江町がまさにトータルサポートシステムを進める上でのパートナーとして、無償で譲渡したということの重さがあると思っておりますし、だからこそ、しっかりとした、サポートといいますか、をしていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

●議長

6番。

●6番

町長の思いは理解をしたいと思えます。

ちょっと基本的なことも含めて担当課長にお伺いしたいんですけれども、正直、社会福祉法人さんは非課税という認識が、自分もあったのは事実です。

それで、今回、この条例に基づいて対象となる旧江南の部分において、課税対象となる部分についてはどこかということと、本来であれば、本則として課税される税額についてだけ、教えて頂きたいと思えます。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

只今の森岡議員のご質問でございますが、日本介護事業団の所有します、旧江南小学校の建物、用地に掛かる固定資産税でございますが、現に小規模多機能事業所として、昨年の10月にオープンしておりますので、その部分に関係する建物と事業所に関わる外庭緑地、あるいは事業所用の駐車場用地というようなところにつきましては、非課税というような扱いにしております。

その他の部分については、固定資産税の課税の基準日であります1月1日時点で見ただけの場合に、社会福祉事業のように、供してないというような建物、用地がありますので、その部分については、本来課税されるべきものというふうに捉えておりますし、その土地、建物の固定資産の合計額につきましては、XXXXXXXXXXというような税額となっているところでございます。

それと合わせまして、もう1つご説明させて頂きたいんですが、平成29年の4月か

らオープンしております老人保健施設健寿苑、こちらにつきましては、29年の4月1日オープンですから、1月1日時点では、町の所有ということで、29年度につきましては課税をしておりません。

平成30年度からなのですが、老人保健施設につきましては、社会福祉法に基づく、無料低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる場合についての固定資産については、無料低額に掛かる入所者の割合によって違うんですけれども、100分の10、前年度の入所者の割合が、100分の10以上である場合については、固定資産の非課税措置がとられるということが一つございます。

しかしながら、それと合わせて、老人保健施設の入所施設、通所施設が合わさったものが、この老人保健施設という位置付けになるところでございます。

平成30年度の賦課については、この入所割合という部分もあるんですけれども、その前段の通所リハビリ、いわゆるデイサービスのところなんですけれども、これが30年の4月1日から休止ということで、日本介護事業団の方から連絡を受けておりますので、そうしますと、老人保健施設としての位置付け、非課税に値する位置付けにはなりませんので、これにつきましては、平成30年度につきましては、課税をさせて頂いたところございまして、こちらにつきましては、建物の部分になりますが、固定資産、都市計画合わせて XXXXXXXXXX ほど課税をさせて頂いているところでございます。

以上です。

●議長

森岡議員、よろしいですか。

●6番

はい。

●議長

その他質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

閉会

●議長

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

平成31年奈井江町議会第1回臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

(10時34分)